

遊園地休憩所内売店の運営に関する仕様書

1 使用物件

- 所在地 則貞三丁目 11 番 20 号
施設名 遊園地休憩所内売店
施設概要 厨房区画 15.07㎡×2区画（使用料対象スペース）
中央区画 18.86㎡（使用料対象スペース）
食堂兼休憩所(無料休憩所) 約104㎡（使用料対象スペース）
※別添資料 1、2参照

2 公募目的

ときわ公園の遊園地内に位置する「遊園地休憩所内売店」は、遊園地及び動物園等の来園者の利便の一層の向上を図るための公園施設で、誰もが利用しやすい、質の高いサービスの提供が可能な飲食店を安定的に経営できる出店者を選定するため公募を行う。

3 使用(許可)期間

- (1) 使用許可日から令和7年3月31日までとする。
以後、毎年度、使用期間満了時に改めて使用許可を更新。
(2) 次年度以降も引き続き許可を受けたいときは、許可期間満了の日の30日前までに申請しなければならない。

4 営業日

- (1)① 土・日曜日、祝日は必ず営業すること。
② 遊園地の休園日である毎週火曜日は休業日とする。(臨時開園時を除く)
③ ①②以外の曜日については市と協議の上、休業日とすることは可能。

5 営業時間

事業者の企画提案により、午前10時00分から午後5時00分までの範囲内で自由に設定可能とする。
ただし、午前11時00分から午後2時00分までの間は、必ず営業すること。
また、市がイベントを行う際には、夜間営業の協力依頼をする場合がある。

6 営業形態

遊園地や動物園等の来園者を対象としたレストラン

7 使用許可及び使用料

使用許可は、宇部市都市公園条例第7条の規定に基づき許可を行う。
月額 30,800 円(消費税及び地方消費税額を含む。)…2区画分(1区画 15,400 円)
※電気・ガス・水道などの光熱水費は事業者の負担とする。

8 店名

名称は事業者が命名することができる。

9 設備等

- ① 市所有の既存設備・備品は無償貸与する。(シンクやテーブル、椅子など)
- ② その他設備等の増設・改良、営業に必要な改修工事や看板類の設置は、事前に市と協議の上、事業者の負担とする。
- ③ 厨房を除く店舗の形状は、原則として現使用事業者による原状回復(設備・備品等の撤去)された後、営業開始に向けて準備することとなります。
- ④ 現使用事業者が設置している設備・備品等の継続使用を希望する場合は、現使用事業者と協議が必要となる。

10 解除通知

事業者が使用料等を滞納した場合、公共施設内の店舗として公序良俗に反する使用をした場合などには、使用許可を取り消すものとする。

11 その他

- ① 遊園地休憩所は禁煙。
- ② 営業に必要な、法令が定める申請・届出や、必要な資格者の設置は、事業者の責任と負担で実施すること。
- ③ 食堂兼休憩所(無料休憩所)は、売店の専有エリアではなく、売店の利用者以外の方も利用されることに留意する。
- ④ 常に遊園地休憩所内(厨房区画、中央区画、食堂兼休憩所(無料休憩所))を清掃し、清潔に保ち、清掃や廃棄物処理にかかる費用は、事業者の責任と負担で実施すること。
- ⑤ 事業者は、使用施設を第三者に使用させてはならない。
- ⑥ 販売等の管理は事業者の責任として、火災・盗難その他の不可抗力による災害に対しても、市は一切の責任を負わないものとする。
- ⑦ 遊園地休憩所内において、事業者が提供した商品に起因した事件・事故等が発生した場合は、事業者の責任とする。
- ⑧ 売店運営における衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した食品衛生法上の問題等については、全て使用者の負担と責任において対処すること。
- ⑨ 遊園地休憩所には、利用者が使用できる無料公衆無線 LAN を設置している。
(回線使用料は市が負担。)

13 留意事項

- (1) 使用上の制限 使用者は、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 使用物件は、善良な管理者の注意をもって維持管理すること。
 - イ 使用物件を飲食業の営業以外の用途に供してはならない。
 - ウ 使用物件を第三者に使用させてはならない。
- (2) 使用許可の取消し又は変更 次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 宇部市において使用物件を必要とするとき。
 - イ 使用者が、使用料の未納等本仕様書に違反したとき。
 - ウ 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。
 - エ 使用者は、イ又はウに該当したことによる使用許可の取消し又は変更によって生じた賠償を宇部市に求めることはできない。
- (3) 原状回復及び返還
 - ア 使用者は、使用期間が満了して引き続き使用しないとき又は使用許可を取り消されたときは、自己の費用で宇部市が指定する期日までに使用物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、宇部市が特に承認したときは、この限りではない。
 - イ 使用者が前項の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、宇部市が原状回復のための処置を行い、その費用を使用者の負担とすることができることとし、この場合において、使用者は何ら異議申し立てをすることはできない。
- (4) 損害賠償
 - ア 使用者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の負担により使用物件を原状に回復した場合は、この限りではない。
 - イ 使用者は、前項に定める場合のほか、本仕様書に定める義務を履行しないことにより宇部市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 有益費等の請求権の放棄
使用者は、使用物件に投じた改良のための有益費、修繕費その他の費用を宇部市に請求することはできない。
- (6) 実地検査等
宇部市は、使用物件を随時実地検査し、資料の提出又は所定の報告を求め、使用物件の維持又は使用に関し指示することができる。
- (7) 法令の遵守
使用にあたり、関係法令、宇部市の関係条例及び規則等の定めによるもののほか、本仕様書及び別紙許可条件においての定めを遵守する。

14 その他

本仕様の各条項に関し疑義があるとき、その他使用物件の使用について疑義が生じたときは、宇部市と使用者で協議する。